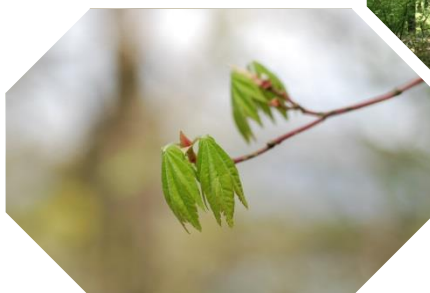


第 1 章 計画策定の背景



1. 国内外の動向

1-1 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生物多様性を全ての生物間の変異性と定義し、「生態系」「種」「遺伝子」の 3 つのレベルの多様性があるとしています。

1-2 生物多様性を取り巻く動向

生物多様性に関する世界的な動向は、表 1 に示すとおり国連環境計画の会合(1992 年、ケニア・ナイロビで開催)において、「生物多様性条約」が採択され、同年の地球サミットで条約加盟の署名が行われました。2002 年にオランダのハーグで開催された COP6 では、「現在の生物多様性の損失速度を平成 22 年(2010 年)までに顕著に減少させる」という「2010 年目標」が設定されました。また、国連環境計画により 2005 年に公表された「ミレニアム生態系評価」では、生態系からの恵みを 4 つの「生態系サービス」として整理し、その重要性を示しました。2010 年に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)では、長期目標、短期目標、個別目標から成る「愛知目標(愛知ターゲット)(2011-2020)」や、遺伝子資源へのアクセスと利益配分(ABS)などが織り込まれた名古屋議定書のほか、二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を目指す「SATOYAMA イニシアチブ」などが議決されました。

一方、わが国では、1993 年に「生物多様性条約」を締結し、これを受けて、1995 年に「生物多様性国家戦略」が策定されました。以後、4 回の改訂を行い、2012 年に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。

表 1 生物多様性に関連する世界と日本の動向

	世界の動向	日本の動向
1992 年	国連環境計画で生物多様性条約を採択 地球サミットで生物多様性の署名開始	
1993 年		生物多様性条約を締結
1995 年		生物多様性国家戦略を策定
2002 年	COP6(オランダ・ハーグ)で生物多様性条約戦略計画を採択し、2010 年目標を設定	新生物多様性国家戦略を策定
2005 年	国連環境計画がミレニアム生態系評価を公表	
2007 年		第三次生物多様性国家戦略を策定
2008 年		生物多様性基本法を制定
2010 年	COP10(日本・名古屋)で愛知目標と名古屋議定書を合意	生物多様性国家戦略 2010 を策定
2012 年		生物多様性国家戦略 2012-2020 を策定

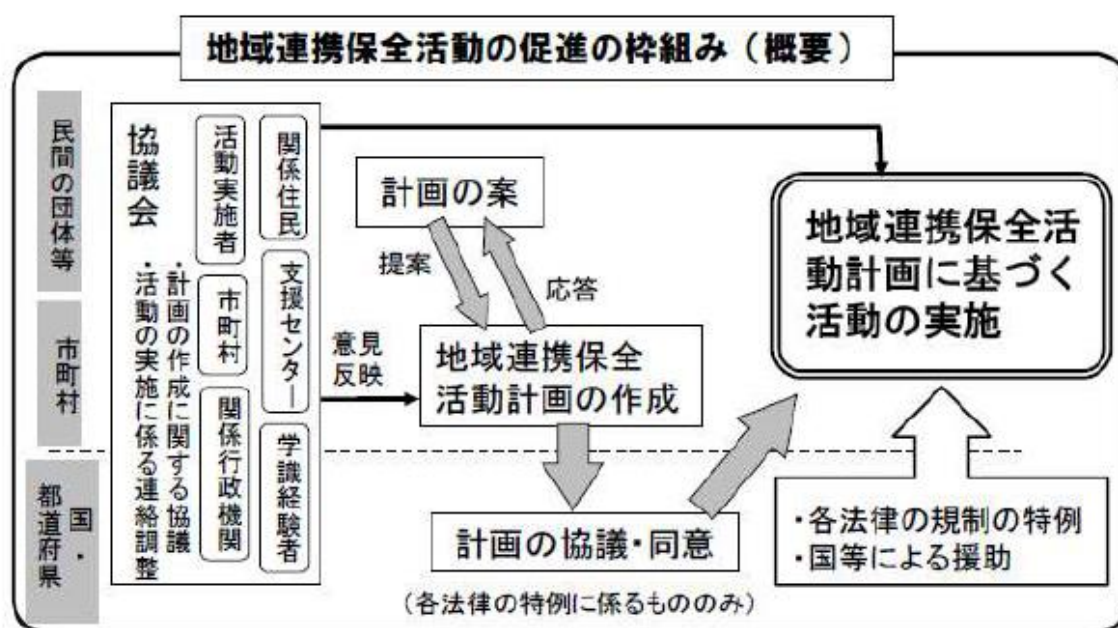
1-3 生物多様性基本法

生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。2008 年5月に成立し、同年6月に施行されました。本基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき 13 の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されています。

1-4 地域連携保全活動計画

生物多様性基本法を受け、2010 年に「地域における多様な主体の連携による生物多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成 22 年法律第 72 号)」(生物多様性地域連携促進法 枠組み:図 1)が制定され、翌年 2011 年に施行されました。本法は、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的としています。

本計画は、本法に基づく「地域連携保全活動計画」を策定するものです。



環境省資料

図 1 生物多様性地域連携促進法の枠組み

2. 西条市の概況

2-1 地勢

本市は、愛媛県の東部、道前平野に広がる地域で、瀬戸内海(燐灘)に面しています。

西日本最高峰の石鎚山(標高 1,982m)を中心とする石鎚連峰を背景に、本市の南部一帯及び西部は急峻な山岳地帯となっています。それ以外の地域は、比較的ゆるやかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県下有数の農業地帯となっています。

また、山岳部を源流とする中山川、加茂川等の主要な河川が圏域内を流れており、豊か

な水資源を供給しています。

本市の総面積は、平成 25 年 4 月 1 日現在 509.07 k m²で、可住地はそのうち約 30% にあたる 156.08 k m²で、残りは林野となっています。



図 2 西条市位置図

2-2 気候

瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年平均気温は 16℃前後、年平均降水量は 1,400mm 程度で、生活環境としても、産業活動のための環境としても、非常に優れた気候条件となっています。

2-3 人口

住民基本台帳人口は、平成 27 年 3 月末日現在 112,363 人で、最近は減少傾向が続いています。

2-4 産業

県内一を誇る水田面積は 4,269 ヘクタールで、県内の 25.4%を占めています。全国一の生産量を誇る裸麦やあたご柿、春の七草、県下一の収穫量を誇る水稻、メロン、にんじん、ほうれん草、ねぎ、いちご、キャベツ、きゅうり、梅など多くの農作物を供給する生産都市となっています。

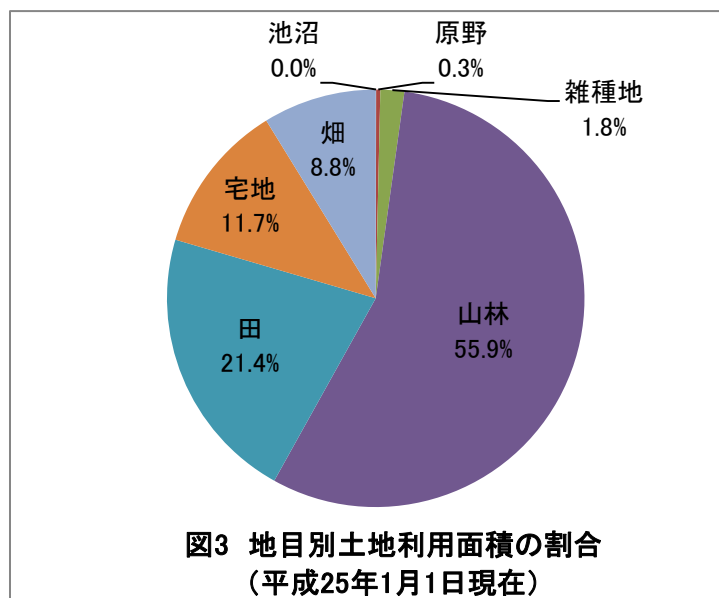
また、瀬戸内の豊かな海が育んだ海苔や魚介類など、水産業も盛んに行われています。

さらに、臨海部の埋立地には 30 万トン級のタンカーを建造する今治造船(株)西条工

場や、ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング(株)西条工場の半導体工場、アサヒビール(株)、日新製鋼(株)、(株)クラレ西条事業所が、小松町には四国コカ・コーラボトリング(株)小松工場が立地するなど市内には、大企業約 250 社、中小企業約 2,540 社、合計約 2,790 社の企業が立地しています。本市全体の工業製造品等出荷額は 7,983 億円(平成 25 年度工業統計調査)に上り、四国屈指の工業集積地となっています。

2-5 土地利用

本市の地目別面積(非課税を含まない 24,622ha)の割合は次のとおりで、山林が 55.9%、田が 21.4%、宅地が 11.7%、畑が 8.8%となっています(資産税課)。一方、平成 25 年 4 月 1 日現在、国有林と公有林を含めた森林面積は、35,290ha であり、市域面積(50,907ha)の 69.3%となっています(林業課)。



2-6 水域利用

本市を流れる加茂川は、石鎚山系に源を発し、燧灘に注ぐ二級河川で、市民の生活を支えてきた大切な川です。加茂川の川底は砂礫質のため水を透しやすく、武丈あたりから地下に伏没し、伏流水となって流れています。この伏流水のうち、浅層の不圧地下水は加茂川扇状地の末端で泉として各地で湧出し、市内の小河川を潤しています。また深層に流れ込んだ地下水は被圧され、「うちぬき」と呼ばれる自噴水となって、市民の生活用水や農業用かんがい水として利用されています。また、加茂川には、愛媛県で 2 番目に大きい黒瀬ダム(愛媛県管理:有効貯水容量 3,400 万 m^3)があり、洪水調整・工業用水確保・干ばつ時の農業用水補給・河川維持用水の安定・発電などの多目的ダムとして利用されています。

水利用以外では、加茂川や中山川は自然探勝の場、いもたきや秋祭りなどの観光レクリエーションの場として市民の憩いの場となっています。これらの河川は下流では大きな干潟を形成し、野鳥や海産動物の生息場として重要な役割を担っています。

2-7 法指定地域

本市には、自然公園法によって指定された瀬戸内海国立公園及び石鎚国定公園の一部が含まれています。また、自然環境保全法により、笹ヶ峰が国指定自然環境保全地域として指定されています。鳥獣保護区特別保護地区として黒瀬ダム、大規模生息地として石鎚山系、集団渡来地として古川、身近な鳥獣生息地として西山及び石岡が指定されています。

このほかにも、環境省の日本の重要湿地 500 として加茂川河口が選ばれており、また、1989 年に当時の IWRB (国際水禽・湿地調査局) 日本委員会がまとめた水鳥の生息地であり国際的に重要な湿地として、加茂川河口及び黒瀬ダムが選定されています。他にも Bird life international が選定している重要鳥類生息地 (IBA) として石鎚山系及び加茂川河口が選ばれています。また、愛媛県文化財保護条例により、カブトガニ繁殖地として東予地区海岸一帯が、愛媛県野生動植物の多様性保全に関する条例により特定希少野生動植物保護区として、ハッチョウトンボ保護区が指定されています。

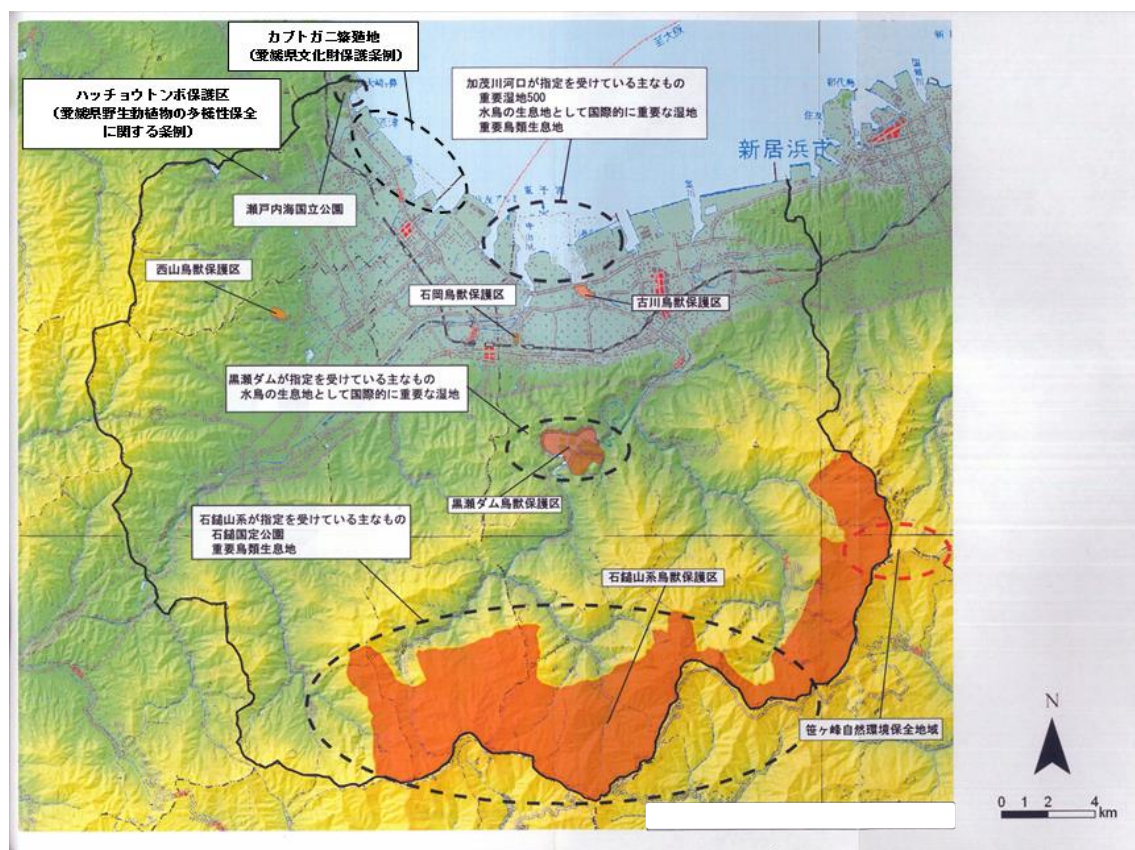


図 4 自然環境の法指定地域

3. 西条市総合計画等

3-1 第2期西条市総合計画

合併後の平成18年度に、本市は「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」を将来都市像とする、新市として初めての総合計画を策定し、福祉や教育の充実、産業の振興、都市基盤の整備など各種施策を展開しながら、市民福祉の向上に努めてきました。

この間、わが国を取り巻く社会・経済の情勢は、少子高齢化や人口の減少、更には地球規模の環境問題や経済のグローバル化の進展など、大きく変化してきました。また、地方分権の進展に伴い、国から地方への権限移譲が進み、地方自治体には「自己責任」と「自己決定」の理念の下、これまで以上に主体性が求められるようになっていきます。

「第2期西条市総合計画」は、こうした社会的背景や、様々な行政課題に対応しながら、将来にわたって誰もが安心して生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指し、市民・企業・行政が共に手を携えて進んでいくために必要な施策の大綱等を示す中長期的な「まちづくりの指針」として平成27年3月に策定されました。

○計画の構成と期間

基本構想

まちづくりの基本方針と施策の大綱を総括的にとりまとめたものです。
平成36年度を目標年次とします。

基本計画

基本構想を実現するための施策を体系的に示したものです。
平成31年度に見直しを行います。

実施計画

基本計画で定めた施策を計画的・効率的に実施するため、3年間の具体的な事業内容を明らかにしたものです。
毎年度ローリング方式※により見直しを行います。



※ローリング方式

現実と長期計画のズレを埋めるために、事業の見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法。

3-2 西条市環境基本条例

西条市環境基本条例は、平成 19 年 1 月に施行されました。本市の環境行政の基本理念や行政・事業者・市民の責務等を掲げています。

(以下公布の際の一文を抜粋)

私たち西条市民は、自然に恵まれた環境に感謝し、一人ひとりの自覚の下に協働してパートナーシップを築き、豊かな環境を維持し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現し、人と生き物とが共生できる恵み豊かな西条市を将来の世代に引き継ぐことを目的とし、この条例を制定します。

3-3 西条市環境基本計画

西条市環境基本計画は、平成 19 年 3 月に策定されました。本市の環境面での将来像及びその実現のための基本目標や施策の方針等を定めるもので、市の最上位の計画である「西条市総合計画」を、環境面から総合的・計画的に推進するための計画に位置付けられます。本計画の期間は、平成 19 年度(2007 年度)から平成 28 年度(2016 年度)までの 10 年間とし、計画の中で示す目標の達成に向けて取り組んでいきます。

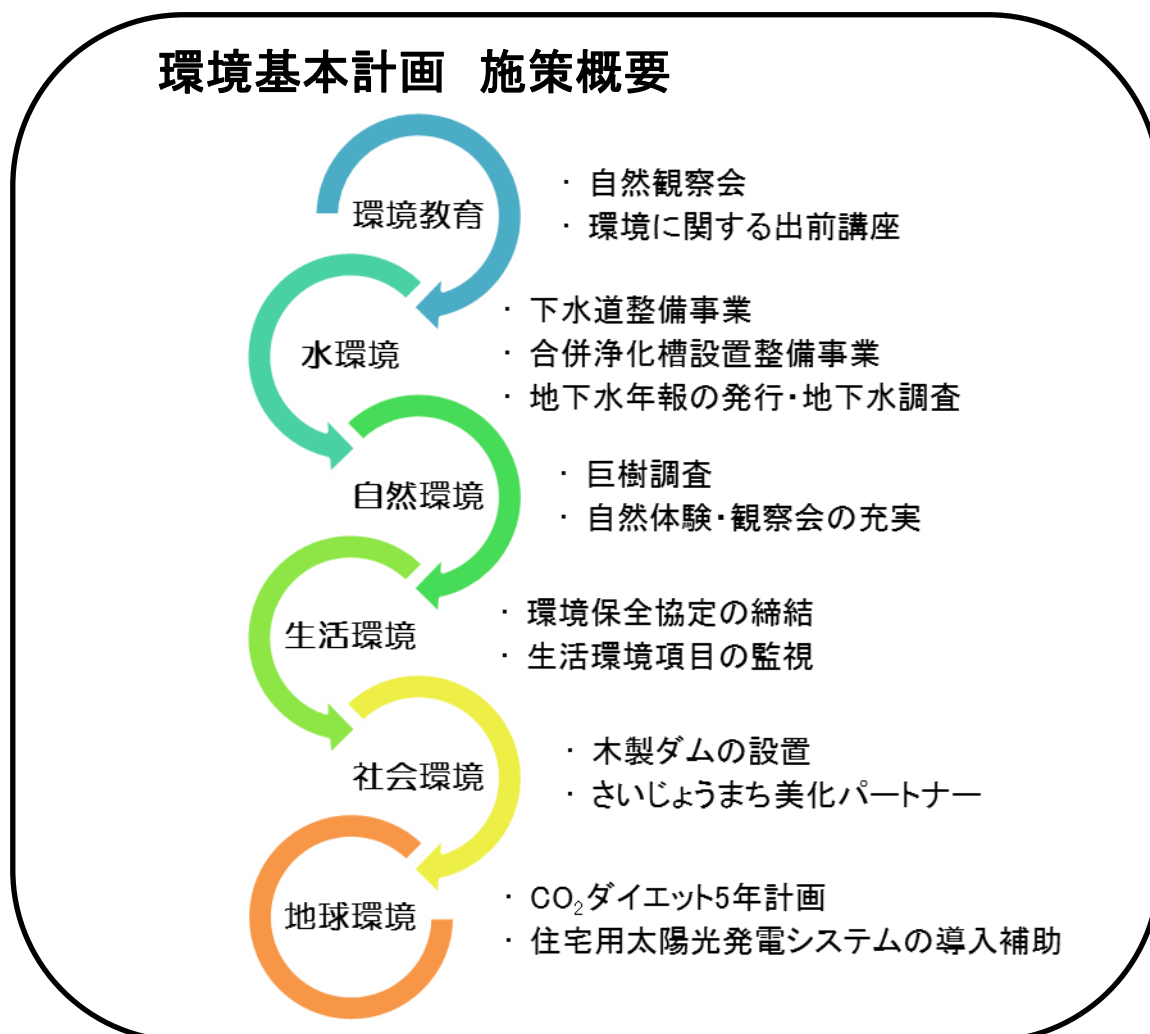
○西条市環境審議会

市町村における環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行い、地域の実情に応じた適切な施策の推進を図るため、環境基本法第 44 条の規定により、「西条市環境審議会」が平成 6 年 8 月 1 日に設置されました。



○各種施策

環境基本計画に掲げられている施策の概要を以下に示します。



3-4 既に行われている取り組み

本市が主体の現在行われている取り組みを表2に示します。

表2

基本事業名	内容	主な予算事業
自然環境教育の推進	身近な自然をテーマにした様々な自然観察会や出前講座	環境対策費
希少生物の保護	カブトガニやハッチョウトンボなど希少生物の保護活動と保護員の育成	カブトガニ保護活動事業

○各活動の様子



庄内地区ハッチョウトンボ 保護区



ハッチョウトンボ のオス



カブトガニ
のつがい



カブトガニの
幼生放流



水と親しむ
青空教室



自然観察会